

障害のある人が活躍できる社会

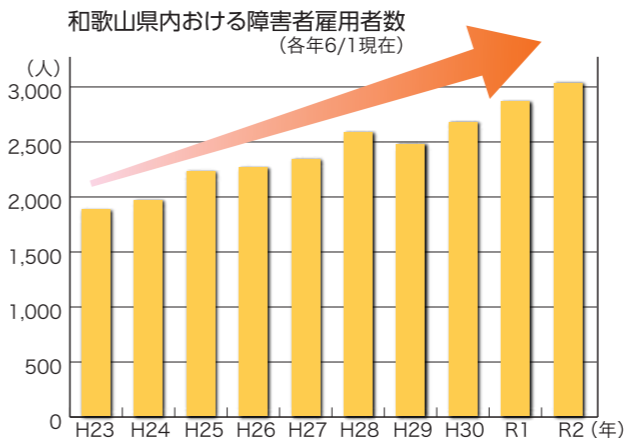
問 県庁人権施策推進課 073-441-2566
県庁障害福祉課 073-441-2530

私たちは誰もが、人とのつながりの中で暮らしています。それは、障害のある人もない人も変わりありません。
県では、障害のある人が地域で安心して暮らし、自身の希望する生活を実現できるよう、社会参加や就労に向けた支援を実施するとともに、障害に対する理解を深めるための啓発活動を行っています。
障害の有無にかかわらず、互いに人権を尊重し合い、支え合って、共に生きる社会をめざしましょう。

広がる活躍の場

企業などで働く

社会全体で障害に対する理解が進みつつあることや、企業などへ障害のある人の雇用を義務付ける法律改正なども背景に、県内の障害者雇用者数は、増加傾向にあります。
県では、障害のある人が企業などに就労できるよう、企業での職場実習支援や障害者就業・生活支援センターによる支援などを通して、就労の準備段階から職場定着まで、それぞれの状況に応じたサポートを行っています。



農福連携の推進

農福連携とは、障害のある人などが農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参加を実現していく取組です。また、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

県では、農業などの専門的技術や知識を有するアドバイザーを障害者就労施設へ派遣するほか、農業者と障害者就労施設のマッチングをサポートするなど、その取組を推進しています。

また、障害者就労施設への農作業の指導や障害者を受け入れるための環境整備に要する経費の一部を支援するなど、農福連携を試行的に行える仕組みも設けています。



インタビュー

J Aみくまの西向宮農センター 次長 瀧本 義大さん



J Aみくまでは、2018年度から農福連携の取組を開始し、現在では、複数の福祉作業所に農作業を委託しています。例えば、ニンニクの種割作業では、初年度から昨年度にかけて、640キロから2,600キロまで委託量が増え、昨年度からは稲作にも着手するなど、取組は順調に進んでいます。安心して作業を依頼でき、地域も活性化して良いと、農家の方にも喜ばれています。私自身、農林水産省から県内初となる「農福連携技術支援者」に認定されたので、そのノウハウも活かしながら、今後も取組の支援を行っていきたいと思っています。

農業によるメンタルヘルスケアの推進

ストレスなどでメンタルヘルスに課題のある人に対して、農業を通じて心のケアを行い、日常生活への復帰や就農へつなげる事業も行っていきます。

少しの手助けや配慮が大切です

「合理的配慮」が義務化

障害者差別解消法では、障害のある人に対する「不当な差別的扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供が求められています。これまで民間事業者による「合理的配慮は努力義務」とされてきましたが、法改正(※)により、義務化されますので、事業者の皆さんの理解と協力をお願いします。
※公布日(令和3年6月4日)から3年以内に施行

不当な差別的取扱い

- 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別すること(具体例)
- 窓口での対応や入店を拒む(具体例)
- 付き添いの人にだけ話しかける など

合理的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になりすぎない範囲で必要な配慮をすること(具体例)

- 本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作などを代行する
- 段差がある場合にスロープなどを使って補助するなど



あいサポート運動

人により、障害の程度や状態はさまざまです。外見では分かりづらいために、周囲に理解されず困っている人もいます。

あいサポート運動は、そのような方に必要な配慮やちょっとした手助けなどを実践していこうという運動で、この配慮や手助けができるあいサポーターは、誰でもなれます。県では、あいサポーター研修の講師派遣を随時受け付けるとともに、あいサポート運動の推進に取り組む「あいサポート企業・団体」を認定しています。



あいサポーター研修

ヘルプマーク

外見からは障害などが分かりづらい人が配慮を必要としていることを示すマークです。電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、配慮をお願いします。

